

## 住宅課を新設

～公営住宅の適正管理と住宅耐震化、空き家対策の推進～

### 1 住宅課新設の目的

市では、公営住宅等の管理に加え、民間建築物の耐震化の更なる促進や空き家対策の取組の拡充など、住宅を取り巻く諸課題に効率的かつ円滑に対応するため、平成 29 年度から都市整備部内に住宅課を新設します。

### 2 住宅課の事業内容

- ・老朽化した市営住宅の建替えを進めます。
- ・耐震化の無料相談や耐震診断・改修にかかる費用の一部を助成するとともに、新たに重点的に耐震化を推進する区域を「緊急耐震重点区域」として定め、戸別訪問などによる積極的な普及啓発及び補助金の拡充を実施します。
- ・市内の空き家の実態を把握するために全棟調査を実施します。
- ・住宅に困窮し、住み慣れた地域で住み続けることが困難な高齢者などに対し、民間賃貸住宅への入居支援などを行う、住宅セーフティネット制度を段階的に構築します。

### 3 主な事業の予算額

・市営住宅等対策事業(公営住宅長寿命化計画策定)	5,000 千円
・耐震改修等事業(木造住宅耐震改修補助金 他)	274,577 千円
・空き家対策事業(空き家調査等 ※全棟調査)	15,088 千円
・住宅セーフティネット事業(家賃債務保証料等助成)	160 千円

【問い合わせ先】 都市計画課 (TEL : 042-438-4051)

### 資料のポイント

平成 29 年度から住宅課を新設し、公営住宅の適正管理と住宅耐震化、空き家対策を推進する。

- (1) 市営住宅の建替えに向けた公営住宅長寿命化計画の改定
- (2) 「緊急耐震重点区域」内の住宅所有者への普及啓発及び補助金の拡充
- (3) 空き家の全棟調査の実施